○経済産業省令第十八号

経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）を実施するため、経済産業省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月一日

経済産業大臣　世耕　弘成

経済産業省組織規則の一部を改正する省令

経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　本省	第一章　本省
第一節　内部部局	第一節　内部部局
第一款　大臣官房（第一条―第五条の二）	第一款　大臣官房（第一条―第五条の二）
第二款　経済産業政策局（第六条―第十二条）	第二款　経済産業政策局（第六条―第十二条）
第三款　通商政策局（第十三条―第十四条の五）	第三款　通商政策局（第十三条―第十四条の五）
第四款　貿易経済協力局（第十五条―第二十一条）	第四款　貿易経済協力局（第十五条―第二十一条）
第五款　産業技術環境局（第二十二条―第二十六条の二）	第五款　産業技術環境局（第二十二条―第二十六条の二）
第六款　製造産業局（第二十七条―第三十一条）	第六款　製造産業局（第二十七条―第三十一条）
第七款　商務情報政策局（第三十二条―第三十六条の四）	第七款　商務情報政策局（第三十二条―第三十六条の四）
第二節　施設等機関（第三十七条―第百二十七条）	第二節　施設等機関（第三十七条―第百二十七条）
第三節　地方支分部局	第三節　地方支分部局
第一款　経済産業局（第二百二十八条―第二百五十四条）	第一款　経済産業局（第二百二十八条―第二百五十四条）
第二款　産業保安監督部等（第二百五十四条の二―第二百五十四条の二十）	第二款　産業保安監督部等（第二百五十四条の二―第二百五十四条の二十）
第二章　外局	第二章　外局
第一節　資源エネルギー庁	第一節　資源エネルギー庁
第一款　長官官房（第二百五十五条・第二百五十五条の二）	第一款　長官官房（第二百五十五条）
第二款　省エネルギー・新エネルギー部（第二百五十五条の三・第二百五十五条の四）	第二款　省エネルギー・新エネルギー部（第二百五十五条の二）
第三款　資源・燃料部（第二百五十五条の五―第二百五十六条）	第三款　資源・燃料部（第二百五十五条の三―第二百五十六条）
第四款　電力・ガス事業部（第二百五十七条―第三百四条）	第四款　電力・ガス事業部（第二百五十七条―第三百四条）
第二節　特許庁	第二節　特許庁
第一款　内部部局	第一款　内部部局
第一目　課の設置等（第三百五条―第三百二十四条）	第一目　課の設置等（第三百五条―第三百二十四条）
第二目　課の内部組織等（第三百二十五条―第三百四十五条）	第二目　課の内部組織等（第三百二十五条―第三百四十五条）
第二款　特許庁顧問（第三百四十六条）	第二款　特許庁顧問（第三百四十六条）
第三節　中小企業庁	第三節　中小企業庁
第一款　長官官房（第三百四十七条・第三百四十七条の二）	第一款　長官官房（第三百四十七条・第三百四十七条の二）
第二款　事業環境部（第三百四十八条・第三百四十九条）	第二款　事業環境部（第三百四十八条・第三百四十九条）
第三款　経営支援部（第三百四十九条の二）	第三款　経営支援部（第三百四十九条の二）
第四款　中小企業庁顧問（第三百四十九条の三）	第四款　中小企業庁顧問（第三百四十九条の三）
第三章　経済産業省顧問及び経済産業省参与（第三百五十条・第三百五十一条）	第三章　経済産業省顧問及び経済産業省参与（第三百五十条・第三百五十一条）
第四章　雑則（第三百五十二条）	第四章　雑則（第三百五十二条）
附則	附則
（国際原子力技術特別研究官）	
第二百五十五条　長官官房に、国際原子力技術特別研究官一人を置く。	
2　国際原子力技術特別研究官は、命を受けて、国内外の原子力技術について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに関係国の政府等との連絡及び協議等を行うことにより、原子力技術に関する政策の企画及び立案の支援を行う。	
第二百五十五条の二　［略］	**第二百五十五条**　［略］
第二款　省エネルギー・新エネルギー部	**第二款**　省エネルギー・新エネルギー部
第二百五十五条の三　［略］	**第二百五十五条の二**　［略］

［新設］